

<b>① 件名</b>	介護保険料に係る所得指標の見直しについて				
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	<p><b>【背景】</b>                  介護保険制度においては、第1号被保険者の保険料段階（1～9段階）の判定に、合計所得金額を用いている。                  この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額となる場合がある。                  本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、介護保険法施行令の一部が改正され、平成30年4月から施行されるが、市町村が条例で定めることにより、特例的に平成29年度から特別控除後の所得指標を用いることができることとされた。</p> <p><b>【目的】</b>                  本市においては防災集団移転が進んでいることから、平成29年度から前倒しして実施し、譲渡所得がある被保険者の早期負担軽減を図る。</p>				
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	<p><b>【根拠法令】</b>                  介護保険法施行令（平成28年政令第300号、第307号）                  石巻市介護保険条例（平成17年4月1日条例第165号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>				
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top; padding-right: 10px;">平成28年9月 7日</td> <td style="padding: 0 10px;">介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第300号）の公布（平成29年4月1日施行）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding-right: 10px;">9月14日</td> <td style="padding: 0 10px;">                     ※平成29年度における保険料の所得指標の見直しの特例                      介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）の公布（平成30年4月1日施行）                      ※保険料の所得指標の見直し                 </td> </tr> </table>	平成28年9月 7日	介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第300号）の公布（平成29年4月1日施行）	9月14日	※平成29年度における保険料の所得指標の見直しの特例 介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）の公布（平成30年4月1日施行） ※保険料の所得指標の見直し
平成28年9月 7日	介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第300号）の公布（平成29年4月1日施行）				
9月14日	※平成29年度における保険料の所得指標の見直しの特例 介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）の公布（平成30年4月1日施行） ※保険料の所得指標の見直し				

<p>⑤ 主な内容</p>
<p>平成29年度における第1号被保険者の介護保険料段階の判定について、長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除後の所得金額を用いる。</p> <p>【控除対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収用交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円（最大）</li> <li>2 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円（最大）</li> <li>3 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円（最大）</li> <li>4 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円（最大）</li> <li>5 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円（最大）</li> <li>6 特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合の1,000万円（最大）</li> <li>7 上記の1～6のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円（最大）</li> </ol>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【効果】</p> <p>防災集団移転促進事業等で土地等を譲渡した第1号被保険者の保険料負担の軽減が図られる。</p> <p>【財源措置】</p> <p>歳出 介護保険システム改修委託料：9,170,000円</p> <p>歳入 介護保険システム改修事業費補助金：4,584,000円 （国庫補助：基準額の1/2）</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>東松島市は平成29年度から実施予定、その他県内各市については検討中</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成28年12月 市議会第4回定例会に「石巻市介護保険条例の一部を改正する条例」及び介護保険システム改修に係る補正予算を提案 （施行予定年月日：平成29年4月1日）</p>
<p>⑨ その他</p>
<p></p>

## 石巻市の介護保険料額

段 階	対 象 者	介護保険料		
		割 合	1 月 当 たり	年 額
第 1 段 階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 ○本人及び世帯全員が市民税非課税の方 (合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下の場合)	基準額 ×0.45	2,340 円	28,080 円
第 2 段 階	○本人及び世帯全員が市民税非課税の方 (合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の場合)	基準額 ×0.75	3,900 円	46,800 円
第 3 段 階	○本人及び世帯全員が市民税非課税の方 (合計所得金額+課税年金収入額が 120 万円超の場合)			
第 4 段 階	○本人が市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいるとき) (合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下の場合)	基準額 ×0.90	4,680 円	56,160 円
第 5 段 階 (基準)	○本人が市民税非課税の方(世帯内に市民税課税者がいるとき) (合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円超の場合)	基準額	5,200 円	62,400 円
第 6 段 階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が 120 万円未満の場合)	基準額 ×1.20	6,240 円	74,880 円
第 7 段 階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の場合)	基準額 ×1.30	6,760 円	81,120 円
第 8 段 階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の場合)	基準額 ×1.50	7,800 円	93,600 円
第 9 段 階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が 290 万円以上の場合)	基準額 ×1.70	8,840 円	106,080 円